事 務 連 絡 令和2年4月30日

各研究等実施機関担当者 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う 委託研究契約・実施協定等に基づく各種報告書等の提出期限について(連絡)

平素より弊機構の事業に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大、及び、緊急事態宣言の発令を受け、 当初令和2年5月31日を期限としておりました令和元年度(平成31年度)委託研究契 約・実施協定等に基づく各種報告書等の提出期限につきまして、下記の扱いと致します。

記

- 1. 経理に係る報告書等 期限を1ヶ月延長し、令和2年6月30日へと変更します。
- 2. 研究・企画等の成果・進捗に係る報告書等

原則として期限を1ヶ月延長し、令和2年6月30日へと変更します。

但し、事業により、別途の期限を設定する場合や、成果指標等の一部報告内容について 先行して報告を求める場合があります。各事業における取り扱いの詳細につきまして は、各事業ホームページや各事業からの事務連絡等にてご確認下さい。

以上